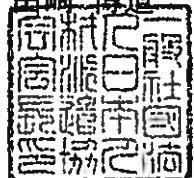


令和2年6月5日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

一般社団法人日本人材派遣協会

会長 田嶋 博道



一般社団法人日本生産技能労務協会

会長 背木 秀登



新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等について（報告）

日頃から私ども労働者派遣事業者団体の運営並びに会員企業が行います労働者派遣事業に多大なるご理解とご協力をいただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、政府の迅速・多岐にわたる対応により、日本国内においては一定の鎮静化のもと緊急事態宣言が解除されましたか、世界的には未だ終息の見通しが立たずサプライチェーン等への影響も広範に生じており、企業の事業活動や雇用環境への重大な影響が引き続き懸念されております。

こうした状況の下、労働市場においても新たな就業形態・ニューノーマルが求められ、また、雇用の維持と保護が特に重要であることから、労働者派遣事業におきましてもテレワークの推進をはじめ各種の取り組みを進めており、私ども労働者派遣事業者団体といたしましても会員企業とともに鋭意努力を重ねております。

つきましては、大臣から5月26日にご要請いただいたことを踏まえ、次のとおり対応していく所存でありますので、ご報告申し上げます。

私ども労働者派遣事業はもとより、労働市場全体の安定につきましても、引き続き政府からのご支援をよろしくお願い申し上げます。

<報告内容>

1. 派遣社員の雇用の維持・保護を図るため、派遣先企業のご理解を得ることに努めつつ、現在の労働者派遣契約の維持・継続を推進いたします。
ここまでとのところ、一部に自宅待機（休業）などの派遣契約がありますが、テレワークの導入促進などにも努めており、概ねの派遣契約を維持してきております。
また、こうした積み重ねや大臣からの関係団体へのご要請の結果、現在の派遣契約の継続に関しましても、一定の見通しが持てるようになってきております。
2. 派遣契約の継続にいたらなかった派遣社員につきましても、雇用安定措置の実施等の適切な法令遵守はもとより、派遣先企業の協力も得つつ新たな就業先の提供に努め、雇用を維持すべく取り組んでおります。特にコロナ禍を事由に契約継続に至らなかった派遣社員には、優先的な取り組みを行ってまいります。
3. すぐに新たな派遣先の提供に至らなかったケースにつきましても、一時的な休業の実施や教育・研修機会の提供など、本人のキャリア志向に応じたサポートに取り組むとともに、政府の助成金などを活用させていただくことも含めて、派遣社員の雇用の安定と保護に努めてまいります。

以上の取組を通じ、引き続き、一人でも多くの派遣社員の雇用維持を行ってまいります。

以上